# 退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針

(平成27年10月1日制 定) (令和2年3月31日 最終改正)

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。) 第112条の10第1項の規定に基づき、地方公務員共済組合連合会(以下「連 合会」という。)は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用(組合(法第2 7条第2項に規定する構成組合を除く。以下同じ。)及び市町村連合会の退職等 年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。以下同じ。)が長期的な観点から 安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針(以下「管理運 用の方針」という。)を次のとおり定める。

# I 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

1. 退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金に関する基本的な方針 連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を次のとおり長期的な観点 から安全かつ効率的に行う。

# (1)基本的な方針

連合会は、退職等年金給付調整積立金及び退職等年金給付組合積立金(以下「退職等年金給付積立金」という。)の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を行う。

# (2) 運用の目標、リスク管理等

## ① 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付積立金の運用は、必要となる積立金の運用利回り(予定利率(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第28条第5項に規定する予定利率をいう。以下同じ。)とする。)を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

## ② 地方公務員共済資金運用委員会の活用

連合会は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会(以下「資金運用委員会」という。)を設置する。

連合会は、管理運用の方針の策定及び変更等退職等年金給付調整積立金の管理 及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、資金運用委員会の専門的知見を 活用する。

# ③ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用におけるリスク管理

連合会は、連合会を除く管理運用機関(組合、市町村連合会及び連合会をいう。以下同じ。)からの報告に基づき、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、管理運用機関及び各資産の運用状況のリスク管理について、次の方法により適切に行う。これらのリスク管理については、その実施方針について資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。

## ア資産全体

連合会は、基本ポートフォリオを適切に管理するため、退職等年金給付積立 金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把 握する。

また、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び 評価、必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

## イ 管理運用機関

連合会は、他の管理運用機関の資産構成割合と当該管理運用機関の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、他の管理運用機関のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

## ウ 各資産

連合会は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

## 2. 退職等年金給付組合積立金等に関する基本的な方針

連合会は、退職等年金給付調整積立金を次のとおり管理及び運用する。

また、連合会は、管理運用機関(連合会を除く。)の退職等年金給付組合積立金 の運用状況を管理するため、次のとおり定める。

## (1)基本的な方針

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金又は退職等年金給付調整積立金(以下「退職等年金給付組合積立金等」という。)の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、管理運用機関は、基本ポートフォリオを策定し、退職等年金給付組合

積立金等の管理及び運用を行う。

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用が適切になされるよう、退職等年金給付組合積立金等の資産構成に関する事項等を記載した退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に係る基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定め、公表するとともに、管理運用機関(連合会を除く。)はこれを連合会に送付する。また、管理運用機関は、管理運用の方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し公表するとともに、管理運用機関(連合会を除く。)はこれを連合会に送付する。

管理運用機関は、毎年度の資金運用の具体的な計画を作成し、当該計画に基づいた運用を行う。また、管理運用機関(連合会を除く。)は、当該計画を連合会に送付する。

連合会は、他の管理運用機関から運用報告書(法第112条の13第1項に規定する「運用報告書」をいう。)の提出を受けるとともに、他の管理運用機関に対し、退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況について報告を求めることができる。

また、連合会は、他の管理運用機関の退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況が管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用機関に対し、 当該退職等年金給付組合積立金の管理及び運用の状況を管理運用の方針に適合させるために必要な措置を求めるものとする。

## (2) 運用の目標、リスク管理、運用手法等

## ① 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付組合積立金等の 運用は、必要となる積立金の運用利回り(予定利率とする。)を最低限のリスク で確保するよう、管理運用機関において基本ポートフォリオを定め、これを適切 に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

# ② 管理運用機関の有識者会議の活用

管理運用機関は、基本方針の策定、変更等退職等年金給付組合積立金等の管理 及び運用に係る専門的事項について、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実 務経験を有する者で構成する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の専門 的な知見を活用し、検討する。

#### ③ 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用におけるリスク管理

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、退職等年金給付組合積立金等について、自家運用及び資産管理機関への委託により管理及び運用を行うとともに、資産管理機関からの報告等に基づき、

資産全体、各資産、自家運用、及び各資産管理機関について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。

## ア 資産全体

管理運用機関は、基本ポートフォリオを適切に管理するため、退職等年金給付組合積立金等の資産構成割合と当該基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析、評価、必要となる積立金の運用利回りとの乖離要因の分析等を行う。

## イ 各資産

管理運用機関は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を 管理する。

## ウ 自家運用

管理運用機関は、運用に関するガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

## 工 各資産管理機関

管理運用機関は、各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、各機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

## ④ 運用手法について

管理運用機関は、原則として、給付対応等で必要な短期資産を除く全額を国内債券に投資し、それを満期まで持ち切る運用を行う(ただし、給付対応等で満期まで持ち切ることができない場合を除く。)。その際、国内債券の種類や償還年限を適切に選択することにより、リスクの抑制に努めた上で、収益率を高めるよう努めることとする。

この場合、運用コストの低減の観点から、自家運用を原則とする。

## ⑤ 非財務的要素を考慮した投資

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的

な要素に加えて、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

## ⑥ 合同運用について

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等を連合会に預託して運用することができる。

連合会は、管理運用機関から退職等年金給付組合積立金等を預託された場合は、 連合会が別に定める預託金の管理及び運用の方針に則し、適切に管理及び運用を 行う。

# Ⅱ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

# 1. 受託者責任の徹底

連合会及びその他の管理運用機関は、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

# 2. 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

連合会及びその他の管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

## 3. 年金給付のための流動性の確保

連合会及びその他の管理運用機関は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、 年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行 う。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足な く確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

# 4. 連合会と国家公務員共済組合連合会との連携

連合会は、国家公務員共済組合連合会に対して必要な情報の提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

## 5. 連合会と他の管理運用機関との連携

連合会は、他の管理運用機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の管理運用機関が実施した調査研究等の取組を把握するとともに、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど、他の管理運用機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、連合会は、ESG (環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮した運用に係る情報収集を行うとともに、その情報を他の管理運用機関に提供す

る。

なお、連合会及びその他の管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の運用 に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら 協力する。

# Ⅲ 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

## 1. 基本ポートフォリオの基本的考え方

基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び 運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、 フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

連合会は、基本ポートフォリオの設定について、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。

# 2. 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオの資産構成割合を次のとおり定める。

	国内債券
資産構成割合	100%

(注)給付等への対応のために必要な限度で、短期資産を保有することができる。 短期資産、不動産及び貸付金は、国内債券に区分する。

## 3. 基本ポートフォリオの見直し

連合会は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。)を設定する。

# IV 管理運用機関がそれぞれの退職等年金給付組合積立金等について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たっての遵守すべき基準

管理運用機関の基本方針に規定する基本ポートフォリオの資産構成割合の設定については、以下の事項を遵守することとする。

① 管理運用機関は、Ⅲの2で規定する基本ポートフォリオの資産構成割合で、基本方針の基本ポートフォリオを設定する。その際、有識者会議の審議を経て運営

審議会等に報告する。

② 管理運用機関は、市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、IIIの2で規定する基本ポートフォリオの見直しを経た上で、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。)を設定することができる。

# V その他退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関し必要な事項

# 1. 透明性の向上

## (1)連合会

連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用 収益やリスクなど管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各管理運用機関における積立金の運用手法を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産 ごとの状況を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。また、これらの公表に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

## (2)管理運用機関

管理運用機関は、退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスク等管理及び運用実績の状況等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するなどその充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。また、これらの公表に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

## 2. 高度で専門的な人材の確保とその活用等

連合会及びその他の管理運用機関は、必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務

遂行能力の向上を目指す。

専門人材の強化・育成については、適宜、資金運用委員会又は有識者会議にその 状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

# 3. リスク管理の強化

# (1)連合会

連合会は、ポートフォリオ全体のリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、 リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図 る。

## (2)管理運用機関

管理運用機関は、それぞれ必要なリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、 リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、必要に 応じ、高度化を図る。

# 4. 調査研究業務の充実

連合会及びその他の管理運用機関が調査研究業務を実施する場合は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、積立金の管理及び運用に関するノウハウを連合会又はその他の管理運用機関内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた連合会又はその他の管理運用機関の職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附則

この管理運用の方針は、平成27年10月1日から適用する。

附則

この管理運用の方針は、令和2年4月1日から適用する。